

# 救急支援システム賃貸借及び保守業務仕様書

## 第1章 基本事項

### 1 業務名

救急支援システム賃貸借及び保守業務

### 2 目的

全国的に、救急需要の増加を背景に搬送困難事案の増加などによる活動時間の延伸に加え、連続出動や関連業務の増加などの影響が大きくなっている。

そこで、ICTを活用したシステムを使用し「救急活動に要する時間の短縮」と「救命率の向上」さらには、「事務の効率化」を図ることを目的とする。

### 3 適用範囲

本仕様書は、救急隊と医療機関が、救急事案情報や傷病者情報等をリアルタイムで共有できるシステム（以下、「本システム」という。）の構築と運用、保守管理（以下、「本業務」という。）に適用する。

### 4 契約期間

契約締結から令和12年7月31日までとする。

- (1) 本業務の履行は、令和8年2月1日から医療機関との情報共有システムを稼働開始し、令和8年2月28日までにOAシステム含む全システムを本稼働開始すること。
- (2) サービス利用及び運用保守期間：令和8年2月1日から令和12年7月31日までの54か月

### 5 納入検査

- (1) 本業務の受託事業者は、郡山地方広域消防組合（以下、「本組合」という。）によるシステムの正常稼働確認及び成果物について検収を受けること。
- (2) 検収の結果、システム及び成果物に不備又は誤り等が見つかった場合には、直ちに必要な修正、交換等を行い変更点について本組合の承認を得た後、再度納品すること。

### 6 準拠法令等

本仕様書に定める事項のほか、次の関係法令・規定等に基づき実施するものとする。

- (1) 著作権法
- (2) 郡山地方広域消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例
- (3) 郡山地方広域消防組合個人情報の保護に関する法律等施行規則
- (4) 郡山地方広域消防組合情報セキュリティポリシー
- (5) その他関係法令

## 第2章 業務の概要

### 1 成果物

(1) 本業務で納入する成果物及び納期は表1のとおり。

表1

| No. | 区分             | 成果物                                      | 納期                     |
|-----|----------------|------------------------------------------|------------------------|
| 1   | プロジェクト管理       | プロジェクト管理実施計画書<br>(スケジュール・リソース・契約等の管理等含む) | 契約締結後10日以内             |
| 2   | システム構築         | システム構成図                                  |                        |
|     |                | セキュリティ対策構築図                              | 随時                     |
|     |                | 作業工程表・作業体制図                              |                        |
|     |                | 作業実施計画書                                  |                        |
|     |                | 進捗・作業報告書                                 |                        |
|     |                | 実施設計書                                    | 構築作業実施前<br>及び改定後速やかに提出 |
|     |                | 各種テスト計画書                                 | 随時                     |
|     |                | 各種テスト結果報告書                               | 各テスト実施後速やかに提出          |
| 3   | システム移行         | 現行システムからのデータ抽出、整形及び本サービスへの移行等            | 本運用開始前                 |
| 4   | ハードウェア調達に関するもの | モバイルプリンター                                | 医療機関との情報共有システムを稼働開始前   |
|     |                | 2次元コードリーダー                               |                        |
| 5   | 運用・保守に関するもの    | 運用・保守計画書                                 | 運用・保守開始前               |
|     |                | 運用・保守体制図・緊急連絡体制図                         |                        |
|     |                | 研修計画書                                    |                        |
|     |                | 運用管理マニュアル                                |                        |
|     |                | 作業報告書                                    | その都度速やかに提出             |
|     |                | 運用・保守報告書                                 |                        |
| 6   | 契約満了後に関するもの    | 撤去作業計画書                                  | 契約満了後に提出               |
|     |                | データ消去証明書                                 |                        |
| 7   | その他            | 本組合担当者と協議の上、必要と判断した成果物                   | 随時                     |

(2) 品名及び数量

本システムの契約において、ライセンス費用が発生するのは救急隊用ライセンスのみとし、医療機関、本組合庁舎施設等のライセンスには費用が発生しないこと。

救急支援システム一式（保守含む）  
救急隊用ライセンス 19ライセンス

(3) 納入場所

ア 本システムは、主に次の場所で運用できるよう納入するものとし、詳細については本組合と協議すること。

- ・本組合各施設
- ・救急告示病院及びその他の医療機関

イ 成果物の納入場所

〒963-8877

郡山市堂前町5番16号

郡山地方広域消防組合消防本部 通信指令課

2 本システムの概要

(1) システム化を図る業務

本業務においてシステム化を図る業務、事業は表2のとおり。

表2

| No. | 業務名               | 業務内容                                          | 備 考                |
|-----|-------------------|-----------------------------------------------|--------------------|
| 1   | 救急活動業務            | 救急事案情報の収集<br>傷病者情報の収集<br>医療機関への情報伝達と受入要請      | 情報連携に関する拡張性を有すること。 |
| 2   | 傷病者受入業務<br>※医療機関側 | 救急隊からの情報受取<br>受入要請に対する応需<br>初診時診断の入力          | 本組合担当者と協議すること。     |
| 3   | 報告書等作成業務          | 救急活動報告書の作成<br>事後検証票の作成                        | 本組合担当者と協議すること。     |
| 4   | 予後調査業務            | 傷病者の予後情報の共有                                   | 本組合担当者と協議すること。     |
| 5   | 統計業務              | 救急事案情報の記録<br>救急出動件数等の任意項目集計<br>総務省消防庁への救急年報報告 | 情報連携に関する拡張性を有すること。 |

(2) 機能要件

システム化を図るにあたり、医療機関との情報共有システム、OAシステムの各機能をデータ連携させ業務を効率化させるものであること。表3は、いずれかのシステム機能での対象範囲を示したものである。

表3

| No. | 業務 | 主な取扱情報 | 機能要件 |
|-----|----|--------|------|
|-----|----|--------|------|

|   |                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                 |
|---|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 救急活動業務            | (1) 救急事案情報 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 救急要請の概要<br/>(事故種別等)</li> <li>・ 救急隊情報<br/>(隊員編成、認定資格等)</li> <li>・ 時間経過</li> <li>・ 発生場所</li> <li>・ 現場の画像、動画</li> <li>・ 不搬送情報</li> </ul>                                                                                                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入力支援機能<br/>(OCR 機能、音声入力機能、スクリブル機能)</li> <li>・ 画像送信機能</li> <li>・ 動画送信機能<br/>(画面解像度 FullHD 以上、動画時間 30 秒 / 1 回を想定)</li> <li>・ データ閲覧、編集機能</li> <li>・ 複数の医療機関への一斉送信機能</li> <li>・ 全救急隊の交渉応需履歴情報閲覧</li> </ul> |
|   |                   | (2) 傷病者情報 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 時間経過</li> <li>・ 傷病者個人情報<br/>(現病歴、既往症、薬剤情報等)</li> <li>・ 観察経過<br/>(症状、処置、特定行為等)</li> <li>・ 画像情報<br/>(創写真、心電図等)</li> <li>・ 傷病者の予後</li> </ul> (3) ウツタイン情報 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 時間経過</li> <li>・ バイスタンダーの対応</li> <li>・ 観察経過</li> <li>・ 心停止の原因</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入力支援機能<br/>(OCR 機能、音声入力機能、スクリブル機能)</li> <li>・ 画像送信機能</li> <li>・ 心電図送信機能等、使用する機器の通信機能に対する拡張性を有すること。</li> <li>・ データ閲覧、編集機能</li> <li>・ 複数の医療機関への一斉送信機能</li> <li>・ 傷病者情報カード入力</li> </ul>                   |
|   |                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 2 | 傷病者受入業務<br>※医療機関側 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受入要請に対する応需状況</li> <li>・ 救急事案情報</li> <li>・ 傷病者情報</li> <li>・ ウツタイン情報</li> </ul>                                                                                                                                                                                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 救急隊のタブレット端末と医療機関の端末でリアルタイム共有機能（個別共有、複数同時共有）</li> <li>・ 各医療機関の交渉・応需状況閲覧機能</li> <li>・ 2次元コードスキャンによる情報取込機能</li> <li>・ 電子署名、傷病者情報登録後にクラウドへ反映する機能</li> <li>・ 病院滞在時または引揚げ後、傷病者収容書兼初診医意見書、検証票入力</li> </ul>    |

|   |          |                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                            |
|---|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3 | 報告書等作成業務 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・救急事案情報</li> <li>・傷病者情報</li> <li>・ウツタイン情報</li> </ul>             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・データ閲覧、編集機能</li> <li>・帳票出力及びダウンロード<br/>救急報告書<br/>救急救命処置録<br/>管轄外救急活動報告書<br/>要保護傷病者送院通知書<br/>検証票（高エネルギー外傷対応項目含む）</li> <li>・電子署名等の処理機能</li> <li>・エラーチェック機能</li> </ul> |
| 4 | 予後調査業務   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定する救急事案情報</li> <li>・指定する傷病者情報</li> <li>・指定するウツタイン情報</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・データ閲覧、編集機能</li> <li>・予後回答入力機能<br/>（傷病程度、傷病名、医師名の記録等）</li> <li>・帳票出力機能</li> </ul>                                                                                   |
| 5 | 事後検証業務   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定する救急事案情報</li> <li>・指定する傷病者情報</li> <li>・指定するウツタイン情報</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・データ閲覧、編集機能</li> <li>・検証結果入力機能</li> <li>・電子署名等の処理機能</li> <li>・帳票出力機能</li> <li>・エラーチェック機能</li> </ul>                                                                 |
| 6 | 統計業務     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・救急事案情報</li> <li>・傷病者情報</li> <li>・ウツタイン情報</li> </ul>             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定する項目の集計機能</li> <li>・帳票出力機能</li> <li>・CSV データ出力機能</li> <li>・エラーチェック機能</li> </ul>                                                                                  |

### （３） 作業の内容

本業務の受託者は、表４の機器をシステム構築すること。

表４

| No. | 項目     | 概要                            |
|-----|--------|-------------------------------|
| 1   | 全体管理   | スケジュール・リソース・成果物・契約等の管理及び各種調整等 |
| 2   | システム構築 | 実施設計書・パッケージ選定・オプション設計         |
| 3   | 機器導入   | 機器選定・調達・搬入・本システム設定等           |
| 4   | 各種テスト  | 既存タブレット等からのテスト印刷等             |
| 5   | 運用開始準備 | 教育・事前研修                       |
| 6   | 運用支援   | 問合せ対応等                        |
| 7   | 機器保守   | 障害対応等                         |
| 8   | 撤去等    | 機器等撤去等                        |

### （４） 性能要件

1日のシステム利用者数及び業務量は表5に示すものとする。ただし、拡張性に向けた利用者数の変更については、別途協議により可能であること。

システム使用時は、画面に情報を入力して、結果が表示されるまで1秒以内の性能とすること。また、データ通信が途絶えた状況においても各種操作ができること。

表5

| No. | 利用者区分 | 利用者数    | 使用データ         | 備考                                                 |
|-----|-------|---------|---------------|----------------------------------------------------|
| 1   | 救急隊   | 55 人／日  | 救急事案 55 件程度／日 | ・救急需要ピーク件数 20,000 件を想定<br>・1日 100 件程度の事案にも対応できること。 |
| 2   | 消防職員  | 200 人／日 | 情報閲覧、集計業務     |                                                    |
| 3   | 医療機関  | 11 人／日  | 救急事案 55 件程度／日 | 11 医療機関                                            |

### 3 クライアント端末要件

本システムは、以下の既存各救急隊のタブレット端末において安定稼働すること。

また、タブレット端末が更新した際も同様とすること。

- ・iPad 第9世代：18 台（予備機 1 台含む）
- ・iPad 第10世代：1 台

### 4 ハードウェアの調達

表6に示す機器を調達し、既存タブレット端末及び医療機関の端末等にキッティング作業し納入すること。

表6

| 利用者区分 | 機器種別       | スペック等                                        | 台数 | 備考                           |
|-------|------------|----------------------------------------------|----|------------------------------|
| 救急隊   | モバイルプリンター  | Canon TR153 または同等品<br>印刷想定枚数：傷病者引継書<br>3 枚/人 | 20 | ・印刷枚数は必要最小限とする<br>・予備機 1 台含む |
| 医療機関  | 2次元コードリーダー | Honeywell 1950HHD-5USB<br>同等品                | 11 |                              |

### 5 移行データ要件

受託者は、本組合が提供する次の業務データを、下記要件に基づき本システムに移行すること。

#### (1) 移行データ

| No | データ名   | データ項目数 | データ量         | 蓄積データ期間 |
|----|--------|--------|--------------|---------|
| 1  | 救急事案情報 | 約 50   | 約 20,000 件／年 | 過去 5 年  |

|   |         |       |  |  |
|---|---------|-------|--|--|
| 2 | 傷病者情報   | 約 80  |  |  |
| 3 | ウツタイン情報 | 約 100 |  |  |
| 4 | 任意項目    | 約 30  |  |  |

## (2) 移行要件

ア 本組合及び現行消防OAシステム保守事業者は、データレイアウトの変換は行わないものとする。

イ 本組合及び現行消防OAシステム保守事業者は、抽出データのうちコード管理されている項目について、コードに対する文字への置き換えは行わないものとする。

ウ 抽出したデータに対する受託者からの問い合わせに関しては、本組合が受付け、現行消防OAシステム保守事業者に照会した結果を本組合が回答するものとする。

## 6 運用管理及びデータ管理要件

各管理については、表7に示すものとする。

表 7

| No | 分 類   | 項 目               | 条 件                                                                              |
|----|-------|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 運用管理  | システム監視            | 死活監視10分間隔<br>サービス死活監視10分間隔<br>Web サービス監視<br>OS 閾値監視<br>システムログ監視<br>アプリケーションログ監視等 |
| 2  | データ管理 | データ保証             | 日時バックアップ<br>データベース、設定ファイル等<br>バックアップ場所                                           |
|    |       | バックアップデータ<br>保存期間 | 日単位：7 世代<br>週単位：4 世代<br>月単位：12 世代                                                |
|    |       | データ消去             | 別記仕様のとおり                                                                         |

## 7 拡張性要件

拡張性要件は次のとおりとする。

- (1) 関係法令や制度の改正時において、改修費用が補助金の対象とならない制度改正の場合は、運用・保守契約の範囲内で対応できること。ただし、各システムとの連携変更については、本組合と別途協議の上、対応すること。
- (2) クライアント端末の増設に対し、パッケージ追加開発費用は発生しないこと。ただし、ライセンスの追加費用については、本組合と別途協議の上、対応すること。
- (3) 機器への負荷が分散できるよう、あらかじめ機器の増強や構成の拡張が容易にできること。
- (4) 総務省消防庁が、検討を進めているオンライン資格確認等システム（マイナンバーカードを活用した救急業務）の動向を踏まえた、将来の改修が容易な拡張性のある設計とすること。
- (5) 救急活動業務において、心電図送信機能等、使用する機器との通信機能に対し容易に連

携可能な拡張性ある設計とすること。

### 第3章 作業要件

作業内容の要件は次のとおりとする。

#### 1 全体管理

- (1) 受託者は、次の要件に基づき、プロジェクト体制を整備すること。
  - ア 作業者、業務範囲、役割及び連絡先を明確にすること。
  - イ 重要な業務においては、常時連絡できるよう複数体制とすること。
  - ウ プロジェクトマネージャ及び業務ごとの責任者を設置すること。
- (2) 受託者は、次の要件に基づき、全体スケジュール及び詳細スケジュールを作成すること。
  - ア 契約から本システム運用開始までの各作業を網羅すること。
  - イ 作業ごとに主体実施者、本組合及び本業務の再委託者等受託者以外の事業者の関わりを明確にすること。
  - ウ マイルストーン等を含めて作成すること。
  - エ 事前に日時の確定が必要な事項や、準備が必要な事項及び調整に期間を要する事項は、その旨明記すること。
- (3) 受託者は、本仕様書表1に記載のプロジェクト管理実施計画書を契約締結後10日以内（休日を除く。）に提出すること。なお、作成に当たっては本組合と十分に協議の上、承認を得ること。また、スケジュールや作業体制を変更する必要がある場合は、変更内容を記載した書面をもって報告し、本組合の承認を得た上で実施することとし、作業実施計画書をその都度提出すること。

#### 2 システム構築

- (1) 受託者は、本システムの構築環境を受託者の責任と負担において用意し、事故等のないように管理すること。
- (2) 受託者は、次の要件のいずれかを満たすものをプロジェクトマネージャとして選任すること。
  - ア 官公庁等で過去5年以内に実施された、本業務と同等の規模（利用者数400人以上）の案件においてプロジェクトマネージャを務めた経験を有していること。
  - イ システム設計・構築・運用等の業務経験（官公庁等連携システムにおける設計・構築・運用を一貫して実施した経験を含む）を5年以上有していること。
- (3) 受託者は、官公庁等で過去5年以内に実施された、本業務と同等の規模（利用者数400人以上）の案件において、2年以上あるいは複数案件の実運用作業に当たった経験を有するものを作業者として選任すること。
- (4) システム構築では、委託業務開始前のキックオフミーティング、月1回での定例会、担当者レベルでの打合せ、各作業工程の区切りでの完成レビュー会を開催し、本仕様書表1に記載の進捗・作業報告書を作成し、本組合に提出し報告するものとする。なお、本組合が認めた場合は、それぞれの報告会を兼ねて開催することができるものとする。

### 3 各種テスト

- (1) 受託者は、次の要件に基づき必要なテストを実施すること。
  - ア 本仕様書表 1 に記載のテスト計画書を作成し、本組合に提出すること。
  - イ 少なくとも、システム単体でのテスト、運用を想定したシステム全体に関するテストを実施すること。なお、システム単体でのテストが別途実施済みの場合等においては、本組合にテスト状況を説明し、本組合が承認した場合は、省略できるものとする。
  - ウ 原則、受託者が準備する作業場所においてテストを実施すること。
  - エ テスト完了後、本仕様書表 1 に記載のテスト結果報告書を、本組合に提出し承認を得ること。
- (2) 受託者は、契約期間中テストドキュメントを保管し、期間中のシステム改版時等、再度テストが必要になった場合は効率的にテストを実施すること。
- (3) 受託者は、次の要件に基づき、本組合が行う運用テストに必要な作業を行うこと。
  - ア 運用テスト開始前の 1 週間前までに運用テスト用環境を準備すること。
  - イ 運用テストの参考となるテスト仕様書のサンプル等を受託者が準備し、操作方法、仕様書の内容等を本組合に説明すること。

### 4 運用開始準備

- (1) 受託者は、次の要件に基づき、システムの操作手順、運用、保守手順を示した運用管理マニュアルを作成し、本組合の承認を得ること。
  - ア 機器等の図や写真、画面コピー等を活用し、分かりやすく作成すること。
  - イ 業務固有の用語には説明を付すこと。
  - ウ 処理の流れに沿った構成（ページの並び等）とすること。
  - エ 特に注意すべき処理には、理由とともにその取扱い方法を明記すること。
- (2) 受託者は、次の要件に基づき、操作研修を実施すること。
  - ア 事前に研修計画書を提出し、本組合の承認を得ること。
  - イ 研修に必要な機器及び資料等は、受託者が準備すること。
  - ウ 研修は本組合の指定する場所で実施すること。
  - エ 運用管理マニュアルを基に実施すること。
  - オ 各利用者、各医療機関別々に実施すること。
  - カ 利用者向け説明会は、最低 2 回実機を使用し対面で行い、それ以外はオンラインで各署所へ配信し録画可能とすること。説明会の日程は別途指定する。
  - キ 医療機関向け説明会は、本組合担当者が医療機関を訪問する際に同席し、医療機関職員に対する取扱い説明をすること。また、医療機関側のシステム利用体制の構築を支援すること。対象医療機関は 11 施設（管内救急告示病院及び輪番制参加病院）を予定。説明会の日程は別途指定する。
  - ク システム主管課及び職員向けは、本システムの管理に必要な項目（障害発生時対応及び ID 管理等）についての操作方法や留意点等、安定的に運用できるような内容とすること。
- (3) 受託者は、各医療機関とのオペレーションの調整を行うこと。

## 5 撤去等

契約期間満了後、受託者は、次の要件に基づき、データの引継ぎ及びデータの消去を実施すること。

- (1) 受託者は、本仕様書表 1 に記載の撤去作業計画書を作成し、契約期間満了の 1 か月前までに本組合の承認を得ること。
- (2) 受託者は、本組合と協議の上、導入機器等の撤去を実施すること。
- (3) 契約期間満了時、本システム内のデータを本組合が指定するレイアウト及びファイル形式で抽出し、電子媒体に格納した状態で提出すること。また、データ仕様書及びコード定義書も提出すること。
- (4) 受託者は、本組合と協議の上、次のいずれかの要件を満たすレベルでデータを抹消することとし、データ消去後には、本仕様書表 1 に記載のデータ消去証明書を提出すること。

ア 物理的な方法による破壊

イ 磁気的な方法による破壊

ウ OS 等からのアクセスが不可能な領域も含めた領域のデータ消去装置、又はデータ消去ソフトウェアによる上書き消去

エ ブロック消去

オ 暗号化消去

## 第 4 章 保守要件

### 1 基本要件

- (1) 保守対応受付連絡先は、システム、導入機器、ソフトウェア等、システム毎問合せ窓口を明確にすること。
- (2) 保守期間は、契約期間満了までとする。なお、保守期間中に本システムのサポート期間が終了しないこと。
- (3) 受託者は、保守体制における責任体制を明確にするため、担当者名を明記した保守体制図を提出すること。なお、体制を変更する必要がある場合には、変更内容を記載した書面をもって報告し、本組合の承認を得ること。また、緊急時を想定した連絡網を整備し提出すること。
- (4) 障害発生時には、本組合及び障害に関する保守事業者と綿密な調整・連携を行い、受託者の責任と負担で保守作業を行うこと。
- (5) 保守対応は日本語で行うこと。
- (6) ハードウェア（モバイルプリンター・2次元コードリーダー）及びソフトウェアの初期不良の対応は、受託者の責任において対応すること。また、初期不良のあった機器について、修理中は受託者の負担において代替機 1 台を用意すること。ただし、破損、水没等については別途協議するものとする。
- (7) プリンター用インクカートリッジは、1 年分受託者の負担において対応するものとする。

## 2 運用支援

(1) 受託者は、次の要件に基づき、問合せ対応を行うこと。

ア 操作方法、誤操作時の復旧方法、導入機器及び導入ソフトウェアの障害発生時の一時間合せ、制度改正に伴うシステム改版相談等、本システムに関する問合せ及び相談（以下「問合せ等」という。）に対応すること。

イ 問合せ、操作支援の受付時間は、休日、祝日休業日を除く月曜日から金曜日までの9時00分から17時00分とすること。

ウ 本組合が緊急かつ業務に支障を来すと判断した場合、医療機関との情報共有システムは24時間365日対応すること。OAシステムは、本組合と協議の上、受託者の状況に応じて対応可能な場合、時間以外も対応すること。

エ 受付時間内は、電話、電子メール等、複数の連絡手段により対応すること。

オ 受付けた問合せ等について、即時対応できない場合は、対応期日を明示すること。

(2) 受託者は、受付けた問合せ等をインシデントとして管理し、インシデントのクローズまで対応を継続すること。

(3) 受託者は、本組合の求めに応じ次の事項について運用・保守報告書を提出すること。

ア システムや機器等の運用状況、問合せ等及びインシデントの状況等

イ 法改正等によるシステム改版見込等についての情報提供

ウ その他、本組合が報告を求めた事項

(4) システム運用により得られる各種データの分析結果から、本組合における救急需要対策について必要に応じ情報提供等の協力をする事。

(5) 受託者は、次の要件に基づき、操作研修を実施すること。

ア 実施時期は必要に応じ年1回程度実施することとし、本組合が準備した会場で実施すること。

イ 対象者は人事異動等による新たな本システムの利用者とし、内容は導入時の操作研修と同等とすること。

ウ その他、本組合が必要と認めた場合、別途協議により実施すること。

## 3 システム保守

(1) 受託者は、次の要件に基づき、本システムの構成管理を行うこと。

ア 本システムのバージョンアップ（制度改正に伴うものを含む。）及び脆弱性対応パッチ等がリリースされた際は、適用の要否を本組合と協議の上で決定し、必要と判断した場合は適用作業を行うこと。

イ 本システムの修正作業等（緊急時を除く。）を行う場合は、本組合の承認を得た後に実施すること。また、作業完了時に本組合に連絡を行うこと。ただし、本組合が求めた場合は、作業報告書を提出すること。

ウ 本システム、導入ソフトウェアの改版、設定変更及びパッチ適用等、運用開始後の本システム及び導入ソフトウェアの変更状況について、設計書等該当する成果物を改版し管理すること。

- エ 改版した成果物は、適宜、本組合に提出すること。
- (2) 受託者は、次の要件に基づき、本システムの障害対応を行うこと。
- ア 本システムに障害が発生した場合、本組合からの連絡に基づき、一次切り分けを行うこと。
- イ 一次切り分け後、障害復旧に向けた対応策を検討し、本組合と協議の上、実施すること。なお、受託者のみでの対応が困難な場合を想定した連絡協力体制を事前に構築しておくこと。
- ウ 障害復旧後、障害発生原因を究明し再発防止策を検討し、本組合と協議の上、必要な防止策を実施すること。
- エ システム保守対応の対応時間は、問合せ等の受付時間に準じるが、障害の重要度又は緊急度が大きく、業務に支障を来すと本組合が判断した場合は、時間外のシステム保守対応を行うこと。
- オ 障害状況を本組合が定める障害報告書により、発生時点、障害対応時点等、随時報告すること。
- (3) 受託者は、導入ソフトウェア保守として、次の項目を実施すること。
- ア 導入ソフトウェア（OS含む。）に対する修正パッチ及び修正モジュールがベンダーより提供された場合、適用の可否を本組合と協議の上、適用作業を行うこと。
- イ 導入ソフトウェアに対する（OS含む。）に関する問合せ、セキュリティ情報等の提供及び障害発生時における解決支援に対応すること。
- (4) 本システムを設定変更した場合においても、受託者は、本仕様書に基づく保守により(1)～(3)について対応すること。

## 第5章 契約条件等

### 1 受託者の条件

本業務の受託事業者は、本組合の情報セキュリティポリシーを遵守すること。また、本業務の実施予定部門がJISQ27001（ISO/IEC27001）又はプライバシーマーク制度の認証を取得しており、情報セキュリティ管理を的確に行う体制が整備されていること。

### 2 秘密保持

- (1) 受託者は、契約期間中はもとより、契約期間満了後であっても、本業務を履行する上で知り得た本組合に係る情報を第三者に開示又は漏洩させないこととし、そのために必要な措置を講じること。
- (2) 本組合が提供する資料は原則貸出とし、本組合の指定する日までに返却すること。受託者は、貸与資料についての借用書を本組合に提出すること。なお、受託者は、貸与資料については複製してはならず、原則として第三者に提供又は閲覧させないこと。また、紛失、破損及び滅失することのないよう慎重に取り扱うこと。

- (3) (1)の情報及び(2)の資料を第三者に開示することが必要となる場合は、事前に本組合と協議の上、承認を得ること。

### 3 再委託等

- (1) 受託者は、本契約の全部又は主たる部分を委任、請負等により第三者に実施させないこと。ただし、次の場合においては、この限りでない。
- ア 受託者が、請負等を受ける業者の名称・住所・請負業務の範囲・委託等の理由を記載した書面（以下「再委託等承諾申請書」という。）を事前に本組合に申請し、その承認を受けた場合
- イ 受託者が、コピー・ワープロ・印刷・製本・トレース・資料整理・計算処理・翻訳・参考書籍等の購入・消耗品の購入・会場借上げ等の軽微な業務を委託しようとする場合
- (2) (1)に基づき、第三者に業務を委任、請負等（以下「再委託等」という。）する場合は、本仕様書第1章6準拠法令等、第5章1受託者の条件及び第5章2秘密保持に関する事項に従い、当該第三者に対し、秘密の保持及び情報セキュリティの確保について同様の義務を請負契約等において課すこと。
- (3) 受託者が(1)に基づき再委託等する場合において、請負等を受けた第三者が更にその業務の一部を請負等する等複数の段階で請負等（以下「再々委託等」という。）が行われるときは、予め当該複数段階の再委託等承諾申請書を本組合に提出すること。当該書面の内容を変更しようとする場合も同様とする。
- (4) 受託者が(1)に基づき再委託等する場合において、これに伴う第三者の行為については、その責任を受託者が負うものとする。なお、再々委託等の場合も同様とする。

### 4 損害賠償、復旧

- (1) 受託者は、本契約履行中に生じた事故等に対して、発生原因、経過及び被害等の状況を直ちに報告し、本組合の指示を受けること。
- (2) 本外部サービスの利用又は本契約により、本組合の他システム及び機器等に不具合が発見された場合、受託者の責任と負担で復旧のための措置を迅速に実施すること。
- (3) 本契約において、受託者の故意又は過失により、本組合又は第三者に損害を与えた場合は、受託者の責任において賠償すること。また、本仕様書第5章3に規定する再委託等を受託したものが第三者に損害を与えた場合についても同様とする。その場合の賠償の責めは受託者が負うものとする。
- (4) 受託者に故意または重過失のある場合を除き、本契約に基づく損害賠償の範囲は通常損害に限定され、その金額は委託料の総額を上限とする。

### 5 権利・義務の譲渡

受託者は、本仕様書第5章3に規定する再委託に関するものを除き、本契約及び契約から生じる一切の権利及び義務を第三者に譲渡し、貸与し、又は担保に供しないこと。